

大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和2年4月1日以後に新たに相談支援専門員を雇用又は配置した指定特定相談支援事業者等に対し、予算の範囲内においてサービス等利用計画案等の作成に要する経費の一部を補助することにより、指定特定相談支援事業者等が提供するサービスの拡充を促進し、もって障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 相談支援専門員 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条第1項及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条第1項に規定する相談支援専門員をいう。
- (2) 指定特定相談支援事業者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。
- (3) 指定障害児相談支援事業者 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。
- (4) 指定特定相談支援事業者等 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者をいう。
- (5) 計画相談支援等 障害者総合支援法第5条第18項に規定する計画相談支援及び児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援をいう。
- (6) サービス等利用計画案等 障害者総合支援法第5条第22項に規定するサービス等利用計画案及び児童福祉法第6条の2の2第8項に規定する障害児支援利用計画案をいう。
- (7) セルフプラン対象者 障害者総合支援法第20条第1項の申請又は児童福祉法第21条の5の6第1項の申請を行う際に、障害者総合支援法第22条第5項又は児童福祉法第21条の5の7第5項の規定により作成したサービス等利用計画案等を添付して申請する者をいう。
- (8) 新規相談支援専門員 第7条第1項の規定による申請を行う日(以下「申請日」という。)以後に指定特定相談支援事業者等が本市の区域内における事業所において計画相談支援等に従事させるために雇用又は配置した常勤かつ専従の相談支援専門員(申請日前12か月間に本市の区域内における事業所において計画相談支援等に従事した者を除く。)をいう。
- (9) サービス新規利用者 新たに障害者総合支援法第20条第1項の申請又は児童福祉法第21条の5の6第1項の申請を行う者をいう。
- (10) 基準日 令和2年3月31日(同日後に本市において指定特定相談支援事業者等の指定を受けた者にあっては、当該指定の日)をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日において、市長から障害者総合支援法第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定又は児童福祉法第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者の指定を受けている者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 申請日において、市長から障害者総合支援法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定又は児童福祉法第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者の指定を受け、当該指定を受けた日から起算して36月以上経過している者(当該指定を受けた者と実質的に同一であると認められる者を含む。)であって、前号に規定する指定を市長から受けた日から起算して6月以上経過しているもの
 - イ 申請日において、前号に規定する指定を市長から受けた日から起算して36月以上経過している者(当該指定を受けた者と実質的に同一であると認められる者を含む。)
- (3) 令和2年4月1日以後に新規相談支援専門員を雇用又は配置した者であること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、サービス等利用計画案等の作成に要する経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、月ごとに算出するものとし、当該月におけるセルフプラン対象者又はサービス新規利用者に対し、相談支援専門員が作成したサービス等利用計画案等1件につき30,000円を乗じて得た額とする。ただし、当該月の属する年度の補助金の額は、当該月の属する年度の初日における相談支援専門員の数から基準日における相談支援専門員の数を控除した数（当該数が5を超える場合にあっては、5とする。以下「増加数」という。）に1,800,000円を乗じて得た額を上限とする。

2 1事業所当たりの補助金の額は、合計で9,000,000円を限度とする。

（補助対象期間等）

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、当該月の属する年度の初日における増加数が零以下となるときは、補助金の交付の対象としない。

（交付申請書）

第7条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金調書（様式第2号）を添付しなければならない。

（決定通知書）

第8条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第9条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金交付決定取消通知書（様式第5号）又は大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第10条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業変更承認申請書（様式第7号）又は大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）とする。

2 前項の変更承認申請書には、変更後の大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金調書（様式第2号）を添付しなければならない。

（承認通知書等）

第11条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業変更承認決定通知書（様式第9号）若しくは大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第10号）又は大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）若しくは大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第12号）により行うものとする。

（実績報告書等）

第12条 補助金の交付の決定を受けた者は、次の各号に掲げる期間ごとに、当該各号に定める期日までに所定の様式による経過報告書（第4号に掲げる期間にあっては、次項に規定する実績報告書）を提出しなければならない。

- (1) 4月1日から6月30日まで 7月15日
- (2) 7月1日から9月30日まで 10月15日
- (3) 10月1日から12月31日まで 1月15日
- (4) 1月1日から3月31日まで 3月31日

2 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市指定特定相談支援

事業所等体制整備補助事業実績報告書（様式第13号）とする。

3 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業実績報告調書（様式第14号）

(2) 補助対象期間に、セルフプラン対象者又はサービス新規利用者に対し、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画案等の写し

（確定通知書）

第13条 規則第15条の規定による通知は、大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金確定通知書（様式第15号）により行うものとする。

（交付請求書）

第14条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金交付請求書（様式第16号）とする。

（一括又は分割による交付請求書）

第15条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金交付請求書（様式第17号）とする。

（取消通知書）

第16条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金交付決定取消通知書（様式第18号）により行うものとする。

（返還通知書）

第17条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金返還通知書（様式第19号）により行うものとする。

（帳簿の備付け）

第18条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後5年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者
所在地
名称
代表者

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金の交付について次のとおり申請します。

補助年度	年度
補助事業の 目的及び内容	
交付申請金額	円
添付書類	大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金調書（様式第2号）

様式第2号（第7条、第10条関係）

大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金調書

事業者名

(1) 新規相談支援専門員

	氏名	相談支援従事者初任者研修を修了した日	相談支援従事者現任研修を修了した日*
1		年 月 日	年 月 日
2		年 月 日	年 月 日
3		年 月 日	年 月 日
4		年 月 日	年 月 日
5		年 月 日	年 月 日

*については、相談支援従事者初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度として5年が経過した場合のみ記載すること。

(2) 月ごとの計画

	セルフプラン対象者又は サービス新規利用者に対し、 作成するサービス等利用計画案等の数 (件)	補助金の額 (円)
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
	合 計	円

様式第3号（第8条関係）

大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金交付決定通知書

大 年 第 月 号
第 日

様

大津市長

印

年 月 日付けで申請のあった大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、については、とする。
交付決定金額	円
交付条件	(1) 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。 (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。 (3) 前各号に違反した場合は、補助金の一部又は全部の返還を命じることがある。

(注) 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第4号（第8条関係）

大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付けで申請のあった大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業
補助事業の 目的及び内容	
交付申請金額	円
交付しないことと 決定した理由	

様式第5号（第9条関係）

大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金交付決定取消通知書

大 年 第 月 号
津 市 第 月 号

様

大津市長

印

年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業
交付決定金額	円
取消金額	円
取消後の交付決定金額	円
取消しをした理由	

様式第6号（第8条関係）

大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金交付決定変更通知書

大 年 第 月 号
津 年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業
交付決定金額	円
決定内容又はこれに付した 条件を変更する内容	
変更をした理由	

様式第7号（第10条関係）

大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者

所在地

名 称

代表者

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次とおり申請します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業
補助事業の変更の内容	大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金調書（様式第2号）のとおり
変更する理由	
変更の年月日	年 月 日
添付書類	大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金調書（様式第2号）

様式第8号（第10条関係）

大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者

所在地

名 称

代表者

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業
中止（廃止）する理由	
中止（廃止）の年月日	年 月 日
添付書類	大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金調書（様式第2号）

様式第9号（第11条関係）

大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業変更承認決定通知書

大 年 第 月 号
津 年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業
変更した承認内容	
承認年月日	年 月 日

様式第10号（第11条関係）

大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業
中止（廃止）の 承認年月日	年 月 日

様式第11号（第11条関係）

大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業
補助事業の変更の内容	
承認しないことと 決定した理由	

様式第12号（第11条関係）

大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業の中止(廃止)について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業
承認しないことと 決定した理由	

様式第13号（第12条関係）

大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者

所在地

名 称

代表者

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
交付決定金額	円
補助金の既交付金額	円
補助事業の経費清算額 (補助対象金額)	円
添付書類	(1) 大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業実績報告 調書（様式第14号） (2) 補助対象期間に、セルフプラン対象者又はサービス新規利用者 に対し、作成したサービス等利用計画案等の写し

様式第14号（第12条関係）

大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業実績報告調書

事業者名

(1) 新規相談支援専門員

	氏名	新規雇用又は配置した日	備考
1		年 月 日	
2		年 月 日	
3		年 月 日	
4		年 月 日	
5		年 月 日	

(2) 月ごとの実績

	セルフプラン対象者又はサービス新規利用者に対し、作成したサービス等利用計画案等の数 (件)	対象利用者氏名	受給者番号	補助金の額 (円)
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
	合 計			円

様式第15号（第13条関係）

大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金確定通知書

大 年 第 月 号
日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業
交付決定金額	円
交付確定金額	円

様式第16号（第14条関係）

大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者

所在地

名 称

代表者

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の確定のあった大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補助年度	年度		
補助事業の名称	大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業		
交付確定金額	円		
補助金の既交付金額	円		
交付請求金額	円		
振込先金融機関	金融機関名	銀行・信用金庫・農協	支店
	口座番号	普通・当座	
	口座名義		

様式第17号（第15条関係）

大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者

所在地

名 称

代表者

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補助年度		年度	
補助事業の名称		大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業	
交付決定金額		円	
補助金の既交付金額		円	
交付請求金額 (ただし 年 月から 年 月までの間の補助事業に係るもの)		円	
振込先金融機関	金融機関名	銀行・信用金庫・農協	支店
	口座番号	普通・当座	
	口座名義		
添付書類		経過報告書	

様式第18号（第16条関係）

大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金交付決定取消通知書

大 年 第 月 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日 付け 大 第 号 で 補助金 の 付 付 の 決 定 を し た 大 津 市 指 定 特 定 相 談 支 援 事 業 所 等 体 制 整 備 補 助 金 に つ い て 、 次 の とおり 付 付 決 定 を 取 り 消 し た の で 大 津 市 補 助 金 等 付 付 規 則 第 19 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す 。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業
交付決定（確定）金額	円
取消金額	円
取消後の 交付決定（確定）金額	円
取消しをした理由	

様式第19号（第17条関係）

大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金返還通知書

大 年 第 月 号
月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返還金	円
返還理由	
返還期日	年 月 日まで
取消金額	円
事業年度	年度
補助事業の名称	大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助事業
交付決定金額	円
補助金の既交付金額 及び交付年月日	年 月 日
交付確定金額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期日までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。